

**大規模災害時における被災者の住まいの確保策に係る
検討会(第2回) 補足説明資料**

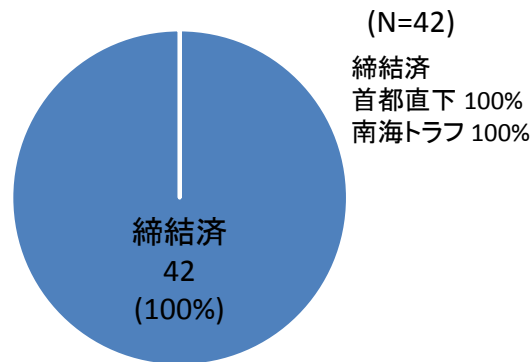
【1】既存ストックの有効活用、民間団体との連携

① 地方公共団体の事務負担の軽減

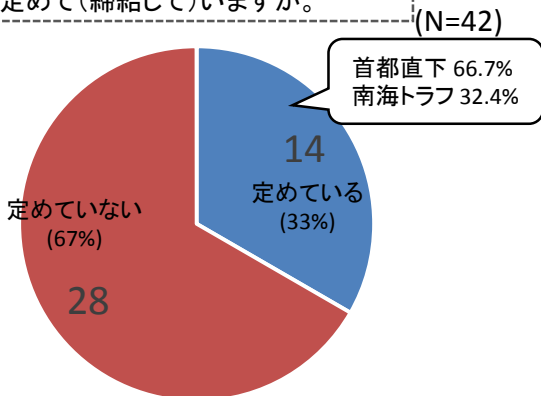
【各都道府県における民間団体との協定締結状況、運用細則及びマニュアルの作成状況】

➤ 全ての都道府県で、民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定を締結しているが、応急借上げ住宅の基準や契約方法等を決めた運用細則や覚書等を定めている都道府県は33%、また、応急借上げ住宅の提供に係る事務マニュアルを作成済の都道府県は26%となっている。

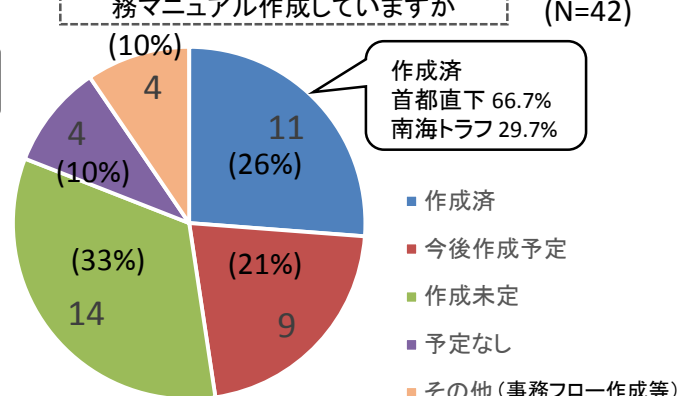
Q 災害時に民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定締結していますか



Q 運用細則又は覚書等のいずれかを定めて(締結して)いますか。



Q 応急借上げ住宅の提供に係る事務マニュアル作成していますか



※応急仮設住宅等に関するアンケート調査結果(平成28年12月調査)
※「首都直下」「南海トラフ」は首都直下地震、南海トラフ巨大地震により住家被害が想定されている都道府県の集計結果

【県・市町村・関係団体との訓練の例(千葉県)】 ※定期的を実施

➤ 千葉県では、市町村及び関係団体と連携し、応急建設住宅の配置図作成や、応急借上げ住宅の入居資格の確認等の訓練を実施している。

●訓練の目的

発災時に提供する応急仮設住宅について、
①応急仮設住宅の供給に関する事務の流れ
②市町村が行うべき作業内容を理解し、応急仮設住宅供給に係る対応能力の向上を図る。

●訓練の内容

- 初期対応 : 応急仮設住宅の要望戸数の把握
【演習①-1】『応急仮設住宅の要望調』
【演習①-2】『応急仮設住宅の要望書(当初)作成』
- 【建設仮設】の供給 : 建設予定地の状況調査
【演習②】『建設予定地の配置図』作成
- 【借上げ仮設】の供給 : 入居資格要件の確認
【演習③】入居資格認定書の交付

訓練シナリオ(【借上げ仮設】の供給)

時期	市町村	県	関係団体
応急仮設住宅供給方針決定 【発災3日目~】 (1)協力要請		○市町村・関係団体へ協力要請	○『地域別協力会員リスト』の更新、提供
(2)入居者の募集・申込	○入居者の募集 ⇒【演習③】 入居資格認定書の交付	○入居者の募集を市町村に依頼	
(3)被災者自らによる物件探し	○被災者が選定した物件の要件確認		○被災者へ物件情報を提供(会員)
(4)契約・入居	○入居管理	○契約手続	

※シナリオを付与してマニュアルの流れを確認

[千葉県より提供された資料を基に内閣府作成]

【1】既存ストックの有効活用、民間団体との連携

① 地方公共団体の事務負担の軽減

【応急借上げ住宅に係る事務のうち、外部委託が可能なもの(災害発生前から入居期間中まで)】

- 入居決定等の意思決定に関する事務以外の事実行為に関する事務については、関係団体に委託することができることとされている。
- 例えば、入居決定や家賃の支払いは都道府県が行う必要があるが、個別の入居者に対する通知や住宅所有者に対する家賃の支払い等は委託することができる。

	都道府県が行う事務	外部委託が可能な事務(事実行為に関する事務)
災害発生前	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急借上げ住宅の基準の設定、定期的な更新 ○ 協定の締結、役割分担の明確化 ○ 定期的な会議の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 借上げの候補となる住宅の募集、登録に関する事務 ○ 借上げ候補となる住宅の空家状況及び事業者への借上げ希望意思の確認に関する事務 ○ 応急借上げ住宅に協力する意向のある住宅所有者、団体会員のリストアップ・定期的な更新(可能であれば物件情報の事前リストアップ)
災害発生から入居確定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急借上げ住宅候補物件リストから、市町村ごとに必要な応急借上げ住宅戸数を決定 ○ <u>借上げ住宅の決定、通知(関係団体へ)</u> ○ <u>住宅所有者との契約締結</u> ○ 入居者の募集 ○ <u>入居者の決定、使用許可決定通知(関係団体へ)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急借上げ住宅候補物件リストの作成(応急危険度判定の結果・ライフラインの使用可否・住宅所有者の意向の確認を含む) ○ <u>借上げ決定通知(住宅所有者へ)</u> ○ <u>住宅所有者に対する「賃貸借契約書」の説明、署名捺印依頼と、当該物件に係る「重要事項説明書」の作成</u> ○ 募集のための文書の作成 ○ <u>申込みの受付</u> ○ 被災者への入居確定までのスケジュール等の説明 ○ <u>入居者の要件確認</u> ○ <u>使用許可決定通知(被災者へ)</u> ○ 入居手続を行う宅建業者等を紹介 ○ 被災者への注意事項説明(禁止行為、善管注意義務、原状回復等)、鍵渡し
入居期間中	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>家賃等(退去修繕負担金、賃料)の支払い(関係団体に一括)</u> ○ 修繕(契約により都道府県が行うこととされたもの) ○ 他の用途との併用の承認 ○ 模様替え・増築の承認 ○ 中途同居者の承認 ○ 入居者の死亡・退去時における同居者の入居承継の承認 ○ 不正入居者等に対する明渡しの請求 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者の入居実態の定期的な確認 ○ <u>家賃等(退去修繕負担金、賃料)の支払い業務(個別の住宅所有者への支払い)</u> ○ 修繕行為(契約により都道府県が行うこととされたもの) ○ 近隣地域との調整、騒音・迷惑行為対応等 ○ 緊急時巡回 ○ 他の用途との併用の承認に関する申請の受付、承認の通知行為 ○ 模様替え・増築の承認に関する申請の受付、承認の通知行為 ○ 中途同居者の承認申請の受付、承認の通知 ○ 入居者の死亡・退去時における同居者の入居承継の承認申請の受付、承認の通知 ○ 不正入居者等に対する明渡しの通知行為

【1】既存ストックの有効活用、民間団体との連携

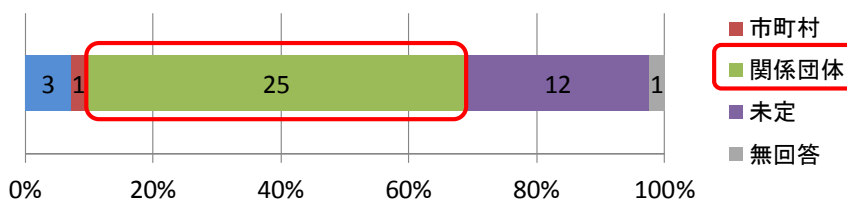
① 地方公共団体の事務負担の軽減

【民間賃貸住宅の被災者への提供に係る関係者の役割分担】

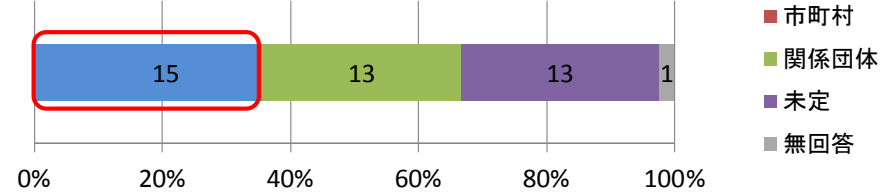
➤ 賃貸借契約の書類作成、入居者の要件確認、使用許可の被災者への通知、個別住宅に係る賃料支払いについては、都道府県が役割を担っている割合が高い。入居希望者の申込受付は、市町村が役割を担っている割合が高い。住宅所有者等に対する災害時住宅提供の意思確認は、関係団体が役割を担っている割合が高い。また、関係者の役割分担を決めていない都道府県が十数県ある。

Q 民間賃貸住宅の被災者への提供について、各関係者の役割分担を定めていますか。

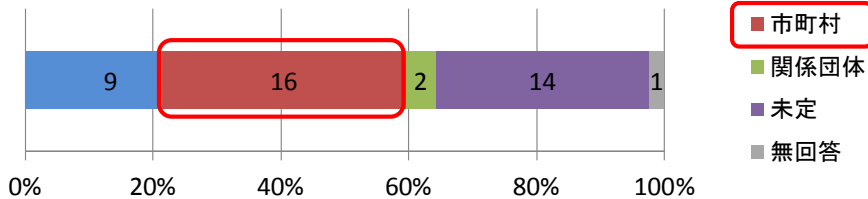
(N=42) (1) 住宅所有者等に対する災害時住宅提供の意思確認



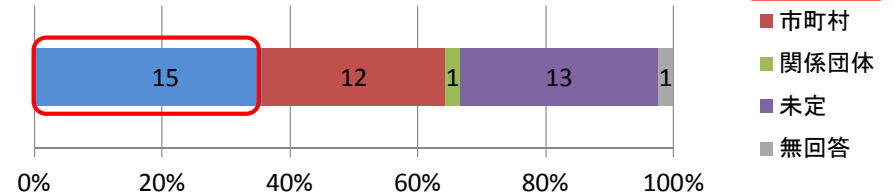
(N=42) (2) 賃貸借契約関係の書類作成



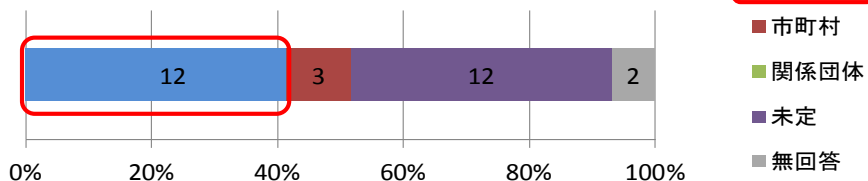
(N=42) (3) 入居希望者の申込受付



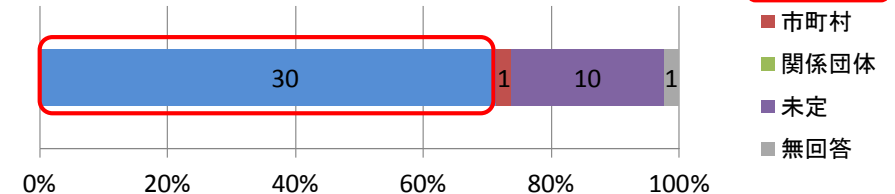
(N=42) (4) 入居者の要件確認



(N=29) (5) 使用許可の被災者への通知(二者契約の場合)



(N=42) (6) 個別住宅に係る賃料支払業務



※三者契約のため該当なしを除く

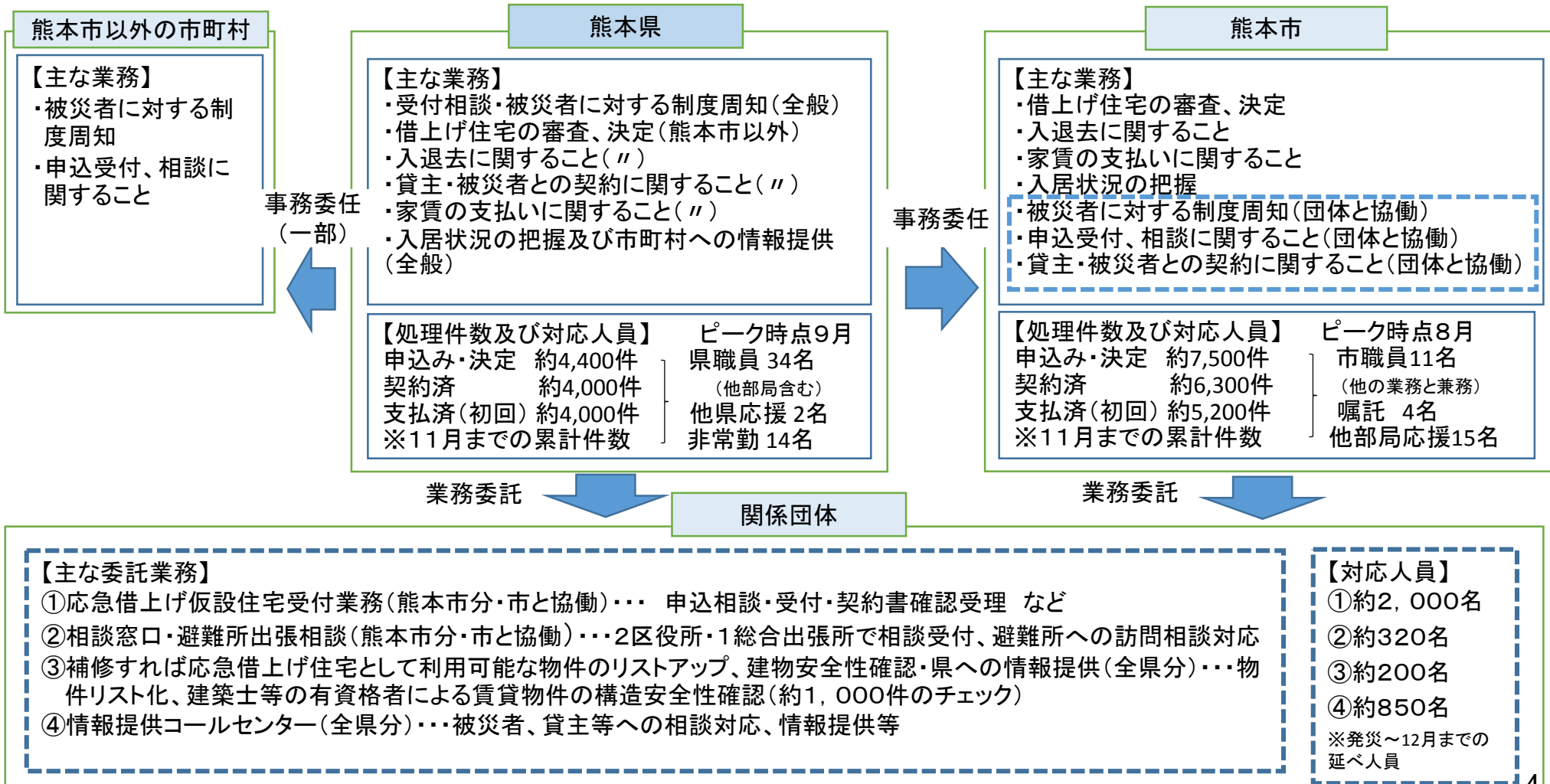
※応急仮設住宅等に関するアンケート調査結果(平成28年12月調査)

【1】既存ストックの有効活用、民間団体との連携

① 地方公共団体の事務負担の軽減

熊本地震における応急借上げ住宅に係る事務について(熊本県・熊本市・関係団体)

▶ 熊本県では、応急借上げ住宅に係る事務について、市町村に事務委任を実施(熊本市については、大部分の事務を事務委任)。事務委任を受けた熊本市は、契約、入居受付、被災者に対する情報提供について業務委託を行い、関係団体との協働により事務を推進。

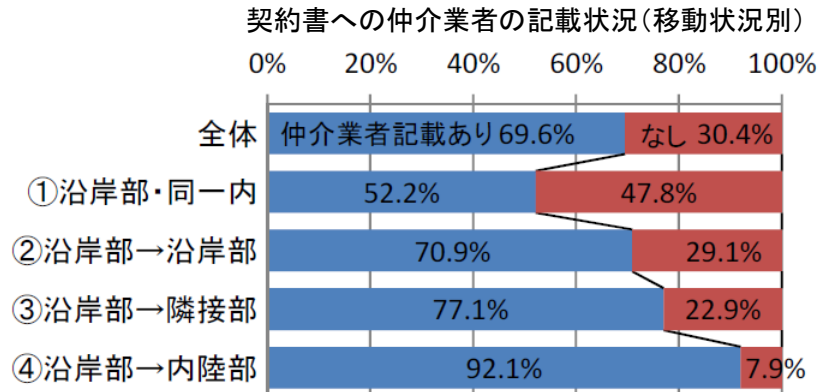


【1】既存ストックの有効活用、民間団体との連携

② 個人住宅の空き家の有効活用

【岩手県における応急借上げ住宅の契約実態(東日本大震災)】

➤ 岩手県が東日本大震災の被災者向けに応急借上げ住宅として借り上げた物件のうち、契約書に仲介業者の記載があったものは約7割。特に沿岸部で被災時の住所と同一市町村内に応急借上げ住宅を確保したもの(下図)について、仲介業者の記載が少ない。



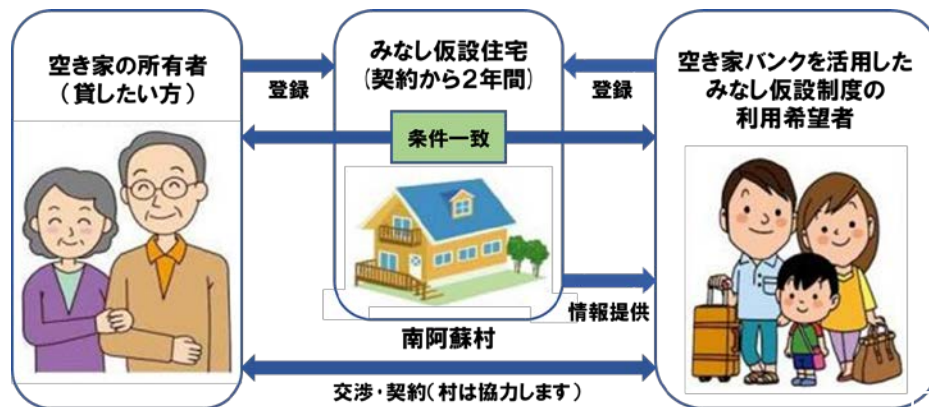
注)

- ①被災前と同一の市町村内で応急借上げ住宅を確保
- ②沿岸部の他市町村で応急借上げ住宅を確保
- ③沿岸部に隣接する市町村(遠野市、住田町、一関市のいずれか)で応急借上げ住宅を確保
- ④内陸部(盛岡市、花巻市、北上市、奥州市等のいずれか)で応急借上げ住宅を確保

[岩手県の借り上げ仮設住宅における契約物件及び入居世帯の実態 (BRI-H25講演会テキスト)(建築研究所 米野史健)に加筆]

【空き家バンクに登録された住宅の活用】

➤ 南阿蘇村では、空き家バンクに登録された住宅を、熊本地震で被災した被災者に対し、応急借上げ住宅として貸与している。応急借上げ住宅の期限後は、当事者同士の契約により住み続けることも可能となっている。



【制度概要】
 空き家バンクに登録された空き家をみなし応急仮設住宅として活用するもの。
 ※一部改修が必要な空き家は、改修費等の(貸す人が負担)の補助あり。(賃貸契約成立後、60万円を上限に改修費等の3割を補助。)

【復興に向けて】
 南阿蘇村では、仮設住宅、みなし仮設住宅の期限である震災から2年経過後に、自己資金で住居を再建できない人、村に戻ってきたい人に向け、空き家バンクの登録件数を増やすべく、村内全域を対象とした空き家探し調査を平成28年10月1日から実施予定。(空き家の立地状況(使用可能・不可能)・空き家修繕の必要性等)

[熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ(第3回)資料]

【1】既存ストックの有効活用、民間団体との連携

③ 入居の迅速化

【災害の被害認定基準等の適正な運用の確保調査(平成29年度予算案)】

- 内閣府では、熊本地震等の近年の災害における経験も踏まえ、罹災証明書交付の前提となる住家被害認定調査について、事務負担を減らしつつ、迅速に調査・判定を行える方法を検討することを予定している。

事業概要・目的・必要性

- 被害認定調査は、各種被災者支援策の判断材料として活用される罹災証明書交付の前提となるものであり、発災後速やかに実施する必要があります。
- 特に大規模災害の際には、実務経験のない地方公共団体職員等の応援も受けながら調査を進める必要があることから、近年の災害における経験も踏まえ、事務負担を減らしつつ、適切に調査・判定を行える方法について検討します。



事業イメージ・具体例

- 熊本地震等の近年の災害における経験を踏まえ、被害認定調査における写真判定の導入等について検討し、被害認定基準運用指針等に反映させます。

【検討内容のイメージ】

- ・ 応急危険度判定や地震保険の損害調査との基準の違い・役割分担
- ・ 写真判定の導入等による事務負担の軽減策
- ・ 非住家の被害認定調査にあたっての留意点 等

各種基準の違いや役割の明確化

・大規模地震発生時に実施される応急危険度判定や地震保険損害調査との基準の違い・役割分担について整理。

調査方法の簡素化による事務負担の軽減

・迅速な罹災証明書交付のため、写真判定の導入等による事務負担の軽減策について検討。

非住家の被害認定調査にあたっての留意点の整理

・内閣府の基準を非住家(倉庫・店舗等)の被害認定調査に準用する際の留意点を整理。

熊本地震等の経験

運用指針等の見直し

【内閣府作成】

【1】既存ストックの有効活用、民間団体との連携

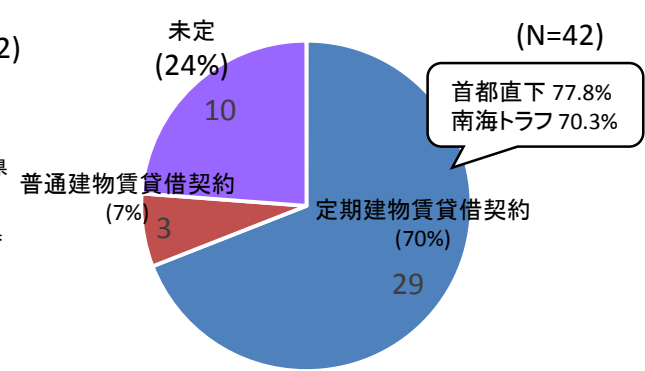
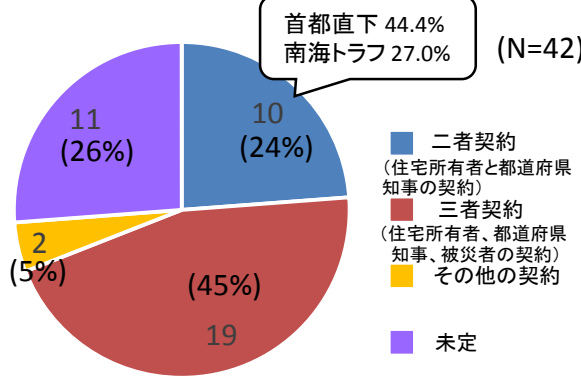
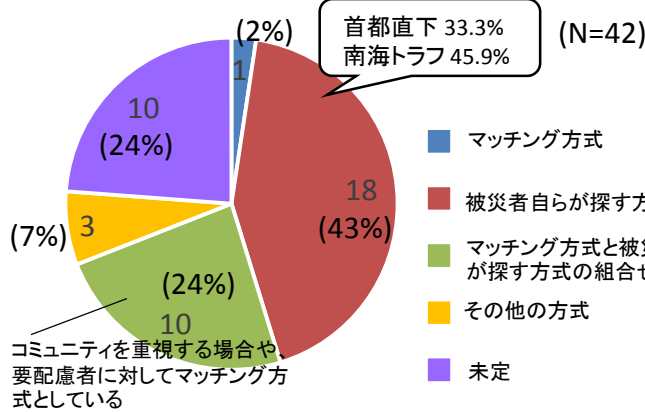
④ 業務オペレーションの標準化

➤ 物件の選定については、被災者自らが探す方式を採用している都道府県が43%、組合せ方式を採用している都道府県が24%となっている。契約の主体は三者契約を採用している都道府県が45%となっている。契約の種類は定期建物賃貸借契約を採用している都道府県が70%となっている。

Q 供与方式(物件の選定)についてどちらを採用していますか。

Q 提供方法(契約の主体)について、「二者契約」「三者契約」等どちらを採用していますか。

Q 契約方式(契約の種類)について、「定期建物賃貸借」「普通建物賃貸借」等どちらを採用していますか。



※応急仮設住宅等に関するアンケート調査結果(平成28年12月調査)

※「首都直下」「南海トラフ」は首都直下地震、南海トラフ巨大地震により住家被害が想定されている都道府県の集計結果

<災害規模に応じた標準的な方式のイメージ(案)>

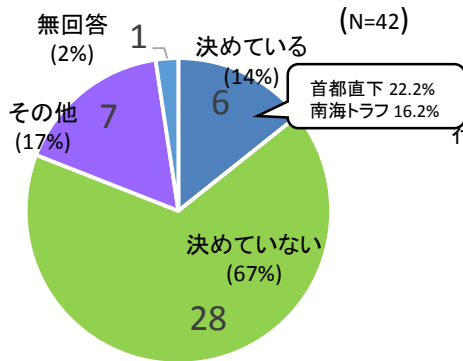
	特徴	通常災害	大規模災害	首都直下地震 南海トラフ巨大地震 等
供与方式 (物件の選定)	被災者自らが探す方式はマッチング方式と比べて事務負担が小さい。一方、自ら探すことが難しい世帯(要配慮者世帯)には適さない。	マッチング方式又は被災者自らが探す方式	原則として被災者自らが探す方式(要配慮者世帯を除く)	被災者自らが探す方式(要配慮者世帯を除く)
提供方法 (契約の主体)	三者契約とした場合、押印等の契約手続きに時間を要する。二者契約の場合、物件の使用に関する注意事項等を被災者に別途説明する必要がある。	二者契約又は三者契約	原則として二者契約	(原則として)二者契約
契約方式 (契約の種類)	定期建物賃貸借契約は手続き面での負担はあるが、契約期間が明確なため、家主が物件を貸与しやすい。(再契約は可能)	普通建物賃貸借契約又は定期建物賃貸借契約	原則として定期建物賃貸借契約	(原則として)定期建物賃貸借契約

【1】既存ストックの有効活用、民間団体との連携

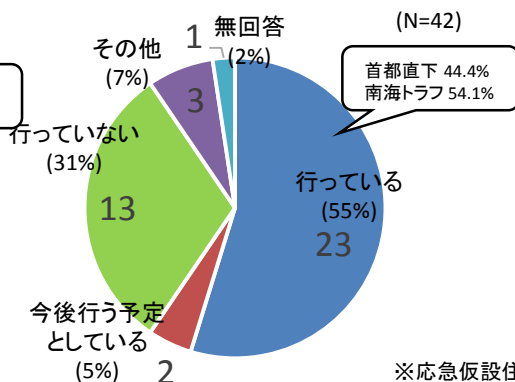
⑤ 公的住宅の有効活用

➤ 一時提供住宅の優先的な入居対象者を決めている都道府県は14%となっている。公営住宅については、半分以上の都道府県で関係部署・機関と情報共有しているが、国家公務員宿舎や雇用促進住宅の活用については、調整を行っていない都道府県が多い。

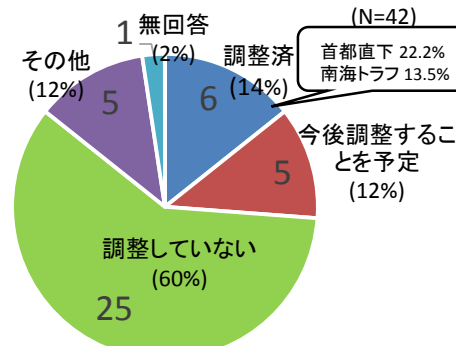
Q 公営住宅等の一時提供住宅としての活用について、優先的に入居させる対象者を決めていますか。



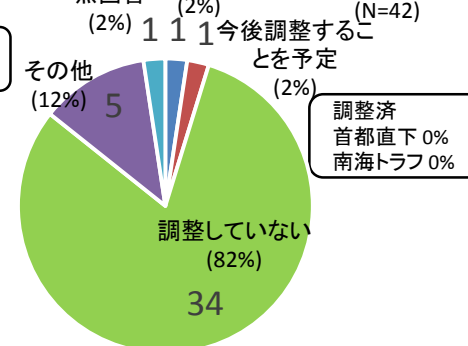
Q 公営住宅(県・市営住宅)の一時提供住宅としての活用について、関係部署・市町村等と情報共有していますか。



Q 国家公務員宿舎の一時提供住宅としての活用について、関係機関と調整していますか。



Q 雇用促進住宅の一時提供住宅としての活用について、関係機関と調整していますか。



※応急仮設住宅等に関するアンケート調査結果(平成28年12月調査)

※「首都直下」「南海トラフ」は首都直下地震、南海トラフ巨大地震により住家被害が想定されている都道府県の集計結果

【熊本地震における一時提供の公営住宅と応急仮設住宅の関係について】

➤ 熊本地震では、公営住宅等が一時提供住宅として活用され、応急仮設住宅よりも早期に提供された。また、地域の实情に合わせ、入居資格を柔軟に設定している。

	種類	入居資格	募集開始(初回)	入居開始(初回)
一時提供住宅	県営住宅(熊本県)	半壊以上の世帯	4/21~	5/6~
	市営住宅(熊本市)	全壊・半壊・一部損壊(住宅に困窮されている方)の世帯	4/23~	5/6~
応急仮設住宅	応急借上げ住宅	全壊、大規模半壊、又は半壊であっても住み続けることが危険な程度の傷みや、生活環境保全上の支障となっている損壊家屋等取り壊さざるを得ない解体・撤去に伴い自らの住居に居住できない世帯	4/28~	不明(※)
	応急建設住宅		5/10~	6/14~

※個々の住宅による

[内閣府作成]

【1】既存ストックの有効活用、民間団体との連携

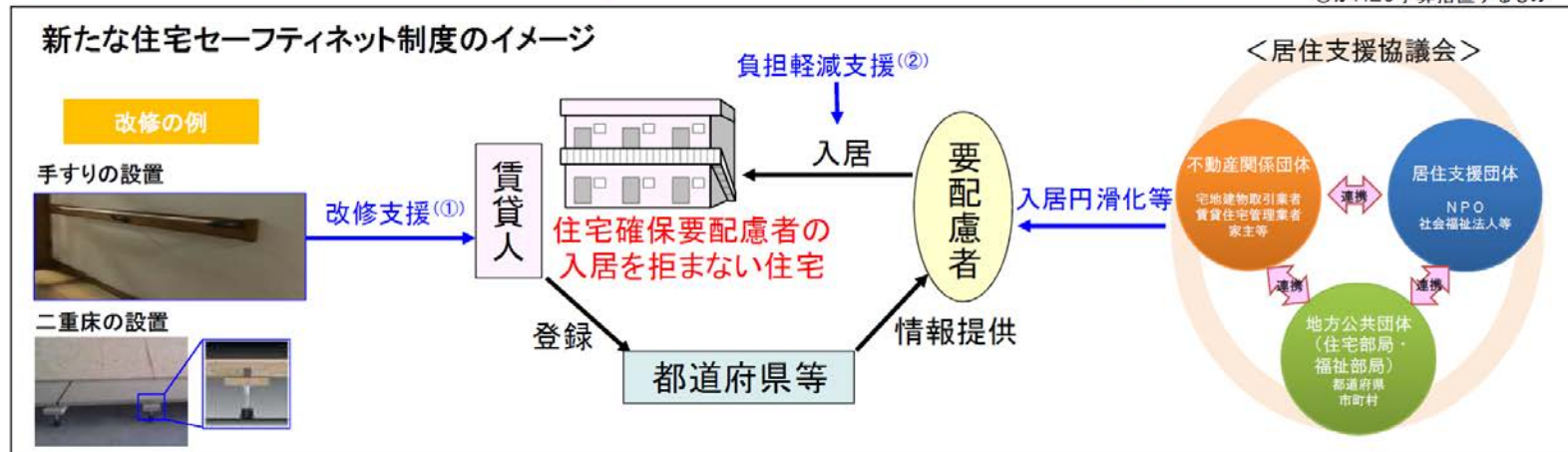
⑤ 公的住宅の有効活用

【新たな住宅セーフティネット制度の創設(国土交通省平成29年度予算案)】

➤ 国土交通省では、子育て世帯や高齢者世帯などの住宅確保要配慮者の増加に対応するため、民間賃貸住宅や空き家を活用した新たな住宅セーフティネットを創設し、被災者を含めた住宅確保要配慮者向けの住宅『あんしん入居住宅(仮称)』の改修や入居者負担の軽減等の支援を行うことを予定している。

改修への支援 ◎改修に対する補助 (国1/3、地方1/3) 【社会資本整備総合交付金の内数】 ◎改修に対する国による直接補助 (国1/3) 【スマートウェルネス住宅等推進事業の内数】 【要件】住宅確保要配慮者の専用の住宅の場合等…① ○改修資金の融通	入居者負担の軽減への支援 ◎家賃の低廉化への補助 (国1/2、地方1/2) ◎家賃債務保証料への補助 (国1/2、地方1/2) 【公的賃貸住宅家賃対策補助の内数】 【要件】住宅確保要配慮者の専用の住宅に低額所得者が入居する場合等…②	入居円滑化の活動等への支援 ◎住宅確保要配慮者の円滑な入居等を図るための居住支援活動への補助など(定額) 【重層的住宅セーフティネット構築支援事業の内数】 ○家賃債務保証の円滑化
--	---	---

◎がH29予算措置するもの



【1】既存ストックの有効活用、民間団体との連携

⑥ 業務体制の整備

【被害認定調査、罹災証明書の交付に係る都道府県の役割】

- 市町村は、被災者から申請があつたときは、遅滞なく、被害認定調査を行い、罹災証明書を交付することとされている。
- 被害認定調査や罹災証明書の交付について、市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、都道府県が必要な支援を行うこととされている。

■災害対策基本法(昭和36年法律第223号)(抜粋)

(罹災証明書の交付)

第九十条の二 **市町村長は**、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該**災害の被災者から申請**があつたときは、**遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査**し、当該災害による被害の程度を証明する書面(次項において「**罹災証明書**」という。)を**交付しなければならない**。

■防災基本計画(平成28年5月 中央防災会議決定)(抜粋)

第2編 各災害に共通する対策編

第3章 災害復旧・復興

第4節 被災者等の生活再建等の支援

- **都道府県は**、**災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付**について、被害の規模と比較して**被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には**、**当該市町村に対し必要な支援を行う**とともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図るものとする。
- 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

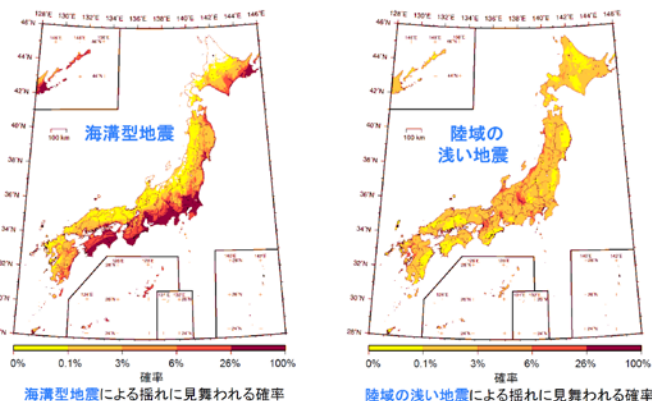
【2】応急建設住宅の迅速な供給のための準備

① 大規模災害に備えた用地の確保

【震度6弱以上の揺れに見舞われる可能性】

- 日本周辺の太平洋沖合には、海溝型地震を起こす陸と海とのプレートの境界があり、海溝型地震の発生確率が数十年から百年程度と短いため、太平洋岸の地域の確率が高い。陸域の浅い地震の発生源である活断層の地震の発生確率は一般に1,000年以上と長いため、海溝型地震と比べると確率は全般に小さくなるが、M7程度(兵庫県南部地震程度)の地震でも地表に断層が現れないことがあり、活断層があるとは思われていなかった場所でも、M7程度の地震が起こる可能性は否定できない。

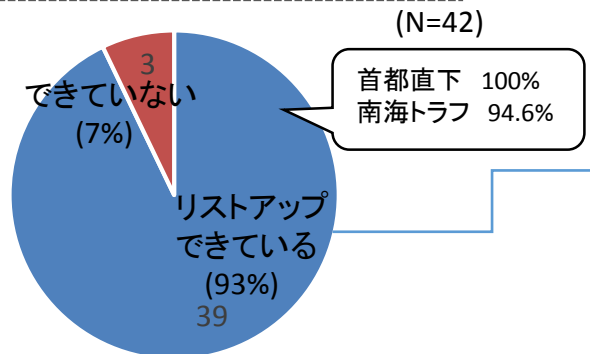
2016年から30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率



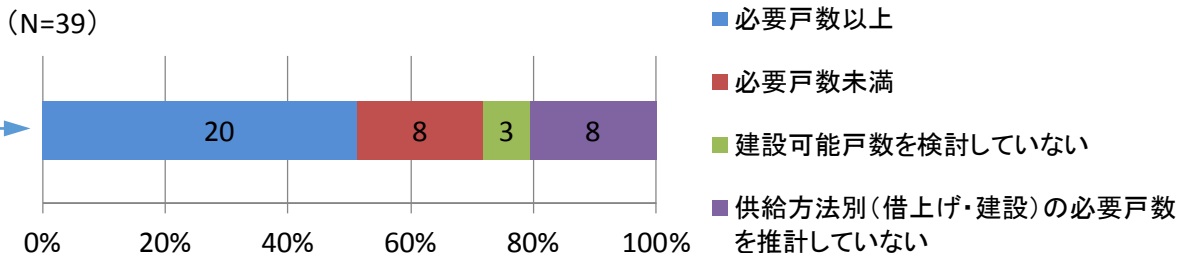
〔全国地震動予測地図2016年版(平成28年6月地震調査研究推進本部、地震調査委員会)を基に内閣府作成〕

- 9割以上の都道府県は建設候補地のリストアップができています。一方、必要戸数以上の建設候補地をリストアップできていると回答した都道府県は約5割。

Q 応急建設住宅の建設候補地のリストアップはできていますか。



Q リストアップできていると回答したうち、応急建設住宅の必要戸数建設に満たしていますか。



※応急仮設住宅等に関するアンケート調査結果(平成28年12月)

※「首都直下」「南海トラフ」は首都直下地震、南海トラフ巨大地震により住家被害が想定されている都道府県の集計結果

【2】応急建設住宅の迅速な供給のための準備

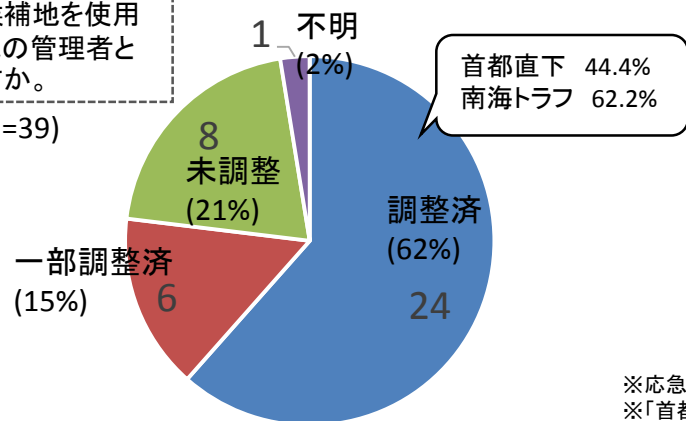
① 大規模災害に備えた用地の確保

【用地管理者との調整等】

- 建設候補地をリストアップしている都道府県(39団体)のうち、公有地の用地管理者と調整済の都道府県は約6割。
- また、建設候補地に津波や土砂災害などの被害想定区域内のものがある都道府県が少なくない。

Q 公有地の候補地を使用するため、用地の管理者と調整していますか。

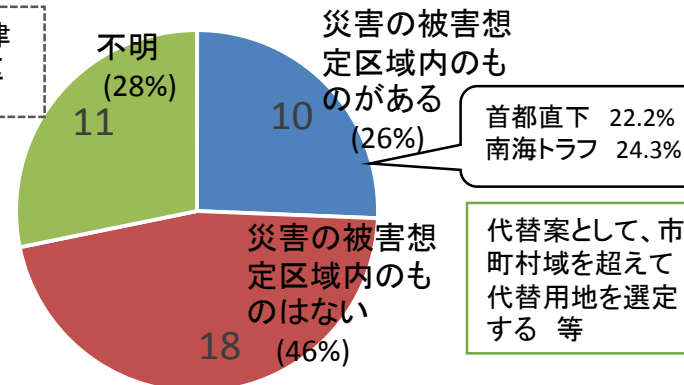
(N=39)



首都直下 44.4%
南海トラフ 62.2%

Q 建設候補地のうち、災害(津波・土砂災害等)の被害想定区域内のものがありますか。

(N=39)



首都直下 22.2%
南海トラフ 24.3%

代替案として、市町村域を超えて代替用地を選定する等

※応急仮設住宅等に関するアンケート調査結果(平成28年12月調査)

※「首都直下」「南海トラフ」は首都直下地震、南海トラフ巨大地震により住家被害が想定されている都道府県の集計結果

【用地活用が想定される災害対応業務】

- 災害発生後は、様々な災害対応業務で用地を活用するため、調整が必要となる。

主な用途	使用想定期間(目安)		
	発災	半年後	1年後
救援部隊活動拠点 (警察・消防・自衛隊など)	被災日～2週間程度		
生活支援・応援復旧支援部隊活動拠点 (自衛隊給食・入浴、資機材置き場など)	被災2～3日後～半年程度		
ライフライン復旧用地 (電気・ガスなど事業者が復旧活動、資機材置き場など)	被災の翌日程度～3ヶ月程度		
応急仮設建設用地	被災1週間程度～2年間程度		
災害廃棄物仮置場	被災の翌日程度～最大3年間程度		

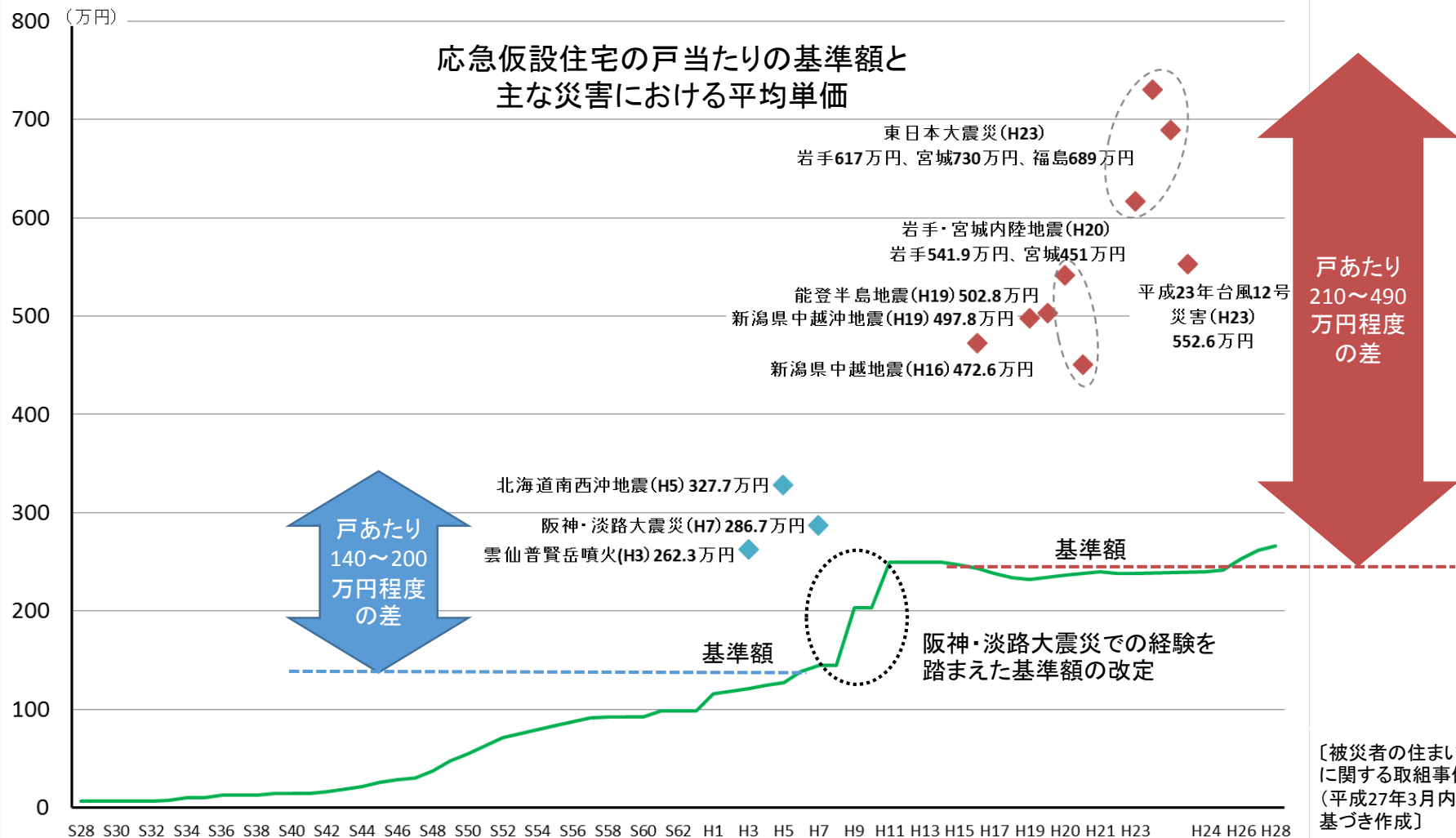
[愛知県資料を基に内閣府作成]

【2】応急建設住宅の迅速な供給のための準備

②供給迅速化のための仕様の検討

【応急仮設住宅の基準額と主な災害における実績】

- ▶ 応急仮設住宅の基準額については、規模や設備の変更、物価の変動等を踏まえ、これまで改定を行ってきた。また、平成9年から平成11年においては、阪神・淡路大震災での経験も踏まえ、改定を行っている。基準額と実績の差は、阪神・淡路大震災の頃までは1戸あたり140～200万円程度であったが、新潟県中越地震以降は、同210～490万円程度となっている。



【2】応急建設住宅の迅速な供給のための準備

②供給迅速化のための仕様の検討

【過去の災害における主な特別基準の例】

➤ 平成12年以降の大規模災害では、過去の大規模災害における特別基準をベースとして仕様が決められている。

災害	特別基準(仕様に関する主なもの)
雲仙普賢岳噴火災害 (平成3年)	・風呂の設置
北海道南西沖地震 (平成5年)	・天井、床、内壁部分に断熱材を充填 ・二重サッシ ・FFストーブ設置 ・玄関と居室の間にドアの設置
阪神・淡路大震災 (平成7年)	・畳、エアコン、手すり(トイレ、浴室)の設置 ・集会所の設置 ・高齢者、障害者向け仮設住宅の設置
有珠山噴火災害 (平成12年)	・ 阪神・淡路大震災における特別基準の仕様 ・耐積雪補強(積雪0.5~1.3m) ・天井・床・内壁部分に断熱材を充填、上水道凍結防止、二重サッシ ・手すり(玄関)の設置
新潟中越地震 (平成16年)	・ 有珠山噴火災害における特別基準の仕様 ・耐積雪補強(積雪2m)、結露対策(屋根裏の換気扇)、すきま風防止(床)
東日本大震災 (平成23年)	・ 中越地震における特別基準の仕様(耐積雪補強を除く) ・風除室、暖房便座、風呂の追い炊き機能の設置 ・賃貸住宅へのエアコン等の設置
熊本地震 (平成28年)	・ 東日本大震災における特別基準(風除室の設置を除く) ・住戸間に遮音壁 ・掃き出し窓 ・県産畳の使用

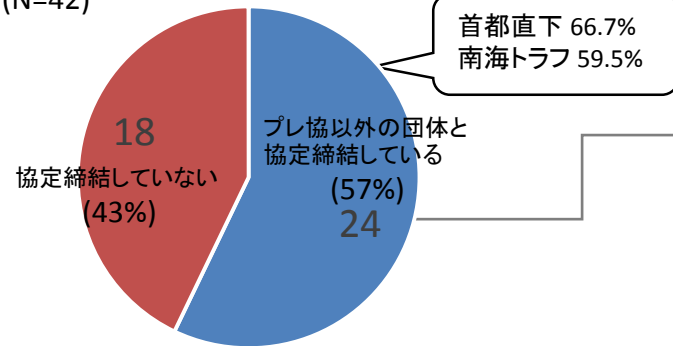
【2】応急建設住宅の迅速な供給のための準備

③供給主体の多様化

○各都道府県におけるプレハブ建築協会以外の団体との協定状況

➤ プレハブ建築協会以外の団体と協定を締結している都道府県は57%。

(N=42)



Q プレハブ建築協会とプレハブ建築協会以外の各団体でどのような組合せで応急建設住宅を供給していくことを想定していますか。

- ・狭小地や傾斜地などでの建築にはプレハブ建築協会以外の団体を活用
- ・プレハブ建築協会の供給能力を上回る建設戸数が必要な場合にプレハブ建築協会以外を活用
- ・プレハブ建築協会は鉄骨造プレハブを、居住性を高める必要から木材を活用した場合は、プレハブ建築協会以外を活用

※応急仮設住宅等に関するアンケート調査結果(平成28年12月調査)

※「首都直下」「南海トラフ」は首都直下地震、南海トラフ巨大地震により住家被害が想定されている都道府県の集計結果

〔地元建築業者が供給した例(東日本大震災)〕

概要

- 住田町産の木材(主に杉材)を利用した戸建ての応急仮設住宅。
- 町の第三セクター住田住宅産業が施工し、住田町に93戸、陸前高田市に60戸を建設。



〔輸入住宅資材を活用した例(東日本大震災)〕

概要

- 岩手県大船渡市で、中国資材50戸を活用した応急仮設住宅を建設。(地元業者が施工)。
- その他、宮城県で中国資材224戸、福島県で中国資材350戸及びタイ資材150戸分の輸入住宅資材を活用。

【岩手県大船渡市の取組事例(中国からの住宅資材の活用)】



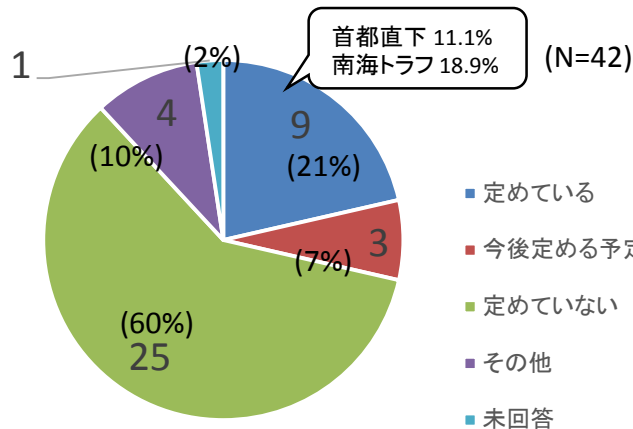
〔国土交通省 東日本大震災における応急仮設住宅の建設に関する報告会資料より〕

【2】応急建設住宅の迅速な供給のための準備

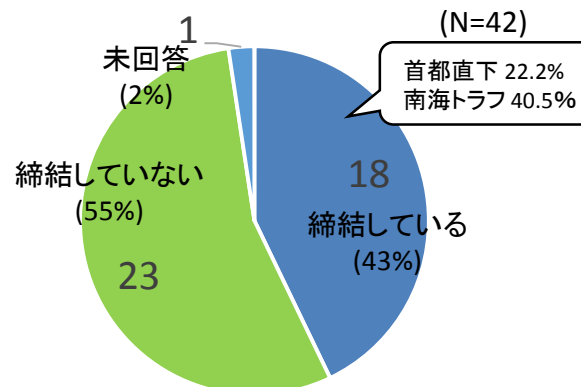
④住宅の応急修理の早期着手

➤ 応急修理を円滑に実施するため、実施要領を定めている都道府県は21%。建設事業団体と協定を結んでいる都道府県は43%。事業者まで指定している都道府県は12%となっている。

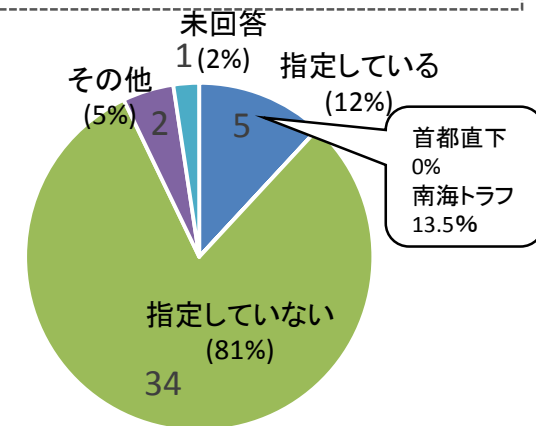
Q 災害救助法に基づく住宅の応急修理を円滑に実施するため、実施要領を定めていますか。



Q 住宅の応急修理について、建設事業団体と協定等を結んでいますか。



Q 住宅の応急修理を実施する事業者を指定していますか。



※都道府県に対する応急仮設住宅等に関する調査結果(平成28年12月)

※「首都直下」「南海トラフ」は首都直下地震、南海トラフ巨大地震により住家被害が指定されている都道府県の集計結果

○ 過去の主な災害における災害救助法に基づく「住宅の応急修理」実績

H28.12末現在

災害名	法適用年月日	住家被害		住宅の 応急修理(件)
		全壊(棟)	半壊(棟)	
新潟県中越地震	H16.10.23	3,175	13,810	5,814
新潟県中越沖地震	H19.7.16	1,331	5,710	2,861
東日本大震災	H23.3.11	129,770	273,403	100,018
熊本地震(H28.12末時点)	H28.4.14	8,366	32,362	8,039

〔内閣府調べ〕

災害救助事務取扱要領（平成28年4月内閣府）（抜粋）

○住宅の応急修理

発災後、速やかに住宅の応急修理を行うことは、避難生活の早期解消の観点からのみならず、被災者に対し生活再建の道筋を早期に提示する観点からも重要であることから、あらかじめ応急修理の実施要領等を定めるとともに、応急修理を実施する事業者を指定しておくこと。

【3】広域避難発生時における被災者の住まい確保

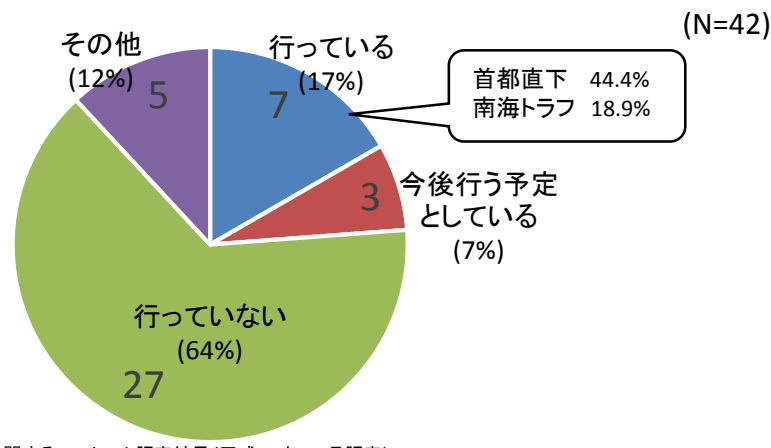
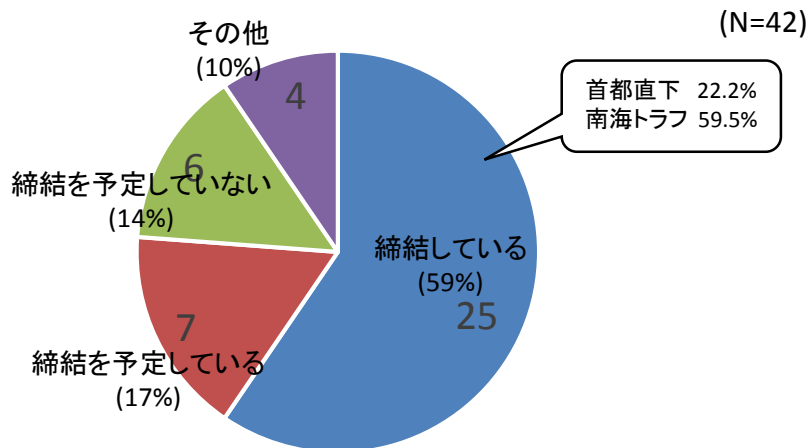
① 広域避難者の円滑な受入れのための準備

【広域避難を発生させる大規模災害への備え】

- 県域を越えた広域避難を発生させる大規模災害に備え、他自治体からの避難者の受入れなどの相互応援の協定を締結している都道府県は59%。また、応急仮設住宅の基準等について、広域ブロック等で調整している都道府県は17%である。

○県域を越えた広域避難を発生させる大規模災害に備え、他県自治体からの受入れなど災害時の相互応援に関する協定を締結していますか。

○県域を越えた広域避難を発生させる大規模災害に備え、応急仮設住宅の基準等について、広域ブロック等で情報共有や調整を行っていますか。



※応急仮設住宅等に関するアンケート調査結果(平成28年12月調査)
※「首都直下」「南海トラフ」は首都直下地震、南海トラフ巨大地震により住家被害が想定されている都道府県の集計結果

【災害対策基本法における広域避難に関する規定(参考)】

- 平成23年東日本大震災において、市町村や都道府県の区域を越えて大規模な住民の避難がなされたことを踏まえ、災害対策基本法が改正(平成24年及び平成25年)され、広域避難に係る協議の手續について、規定が整備された。(災害対策基本法第86条の8から第86条の13)

■ 同一都道府県内の場合(広域一時滞在)

- ・被災市町村長が他の市町村長と協議を行う。
- ・被災市町村長が適切な協議の相手方を見つけられないような場合、都道府県知事が助言を行う。
- ・被災市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、都道府県知事が代行する。
- ・被災市町村長に加え、都道府県知事もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、内閣総理大臣が代行する。

■ 都道府県の区域を越える場合(都道府県外広域一時滞在)

- ・市町村長から要求を受けて、都道府県知事が他の都道府県知事と協議を行う。
- ・都道府県知事が適切な協議の相手方を見つけられないような場合、内閣総理大臣が助言を行う。
- ・都道府県知事がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、内閣総理大臣が代行する。

【3】広域避難発生時における被災者の住まい確保

① 広域避難者の円滑な受入れのための準備

【広域避難に係る自治体間調整について(全国知事会)】

➤ 全国知事会では、災害対策基本法に位置付けられた広域一時滞在(広域避難)について、具体的な調整方法や国・地方の役割分担が必ずしも明確になっていないことを踏まえ、被災県・避難先都道府県において想定される対応など、調整手続きのイメージを作成し、公表している。

大規模広域災害発生時における都道府県相互の広域応援の今後の方向性について(報告)(抜粋)
(平成27年7月全国知事会危機管理・防災特別委員会 広域応援推進検討ワーキンググループ)

■ 想定される主な対応(県外への広域避難を想定したたたき台)

(1) 主体別の対応

① 被災県

被災県は、被災市町村と連携して、以下の対応を行う。

- ・ 非被災県への県外避難者の受入要請(協定締結先、近隣県等)
- ・ 県外避難の呼びかけ、県外避難に関する被災者の意向確認、概数の把握
- ・ 避難先への交通手段の確保(指定地方公共機関、協定締結先の運送事業者)
- ・ 県外避難者の取りまとめ、避難先への移送
- ・ 県外への自主避難者の所在確認、被災者台帳への記載
- ・ 県外避難者への各種情報提供

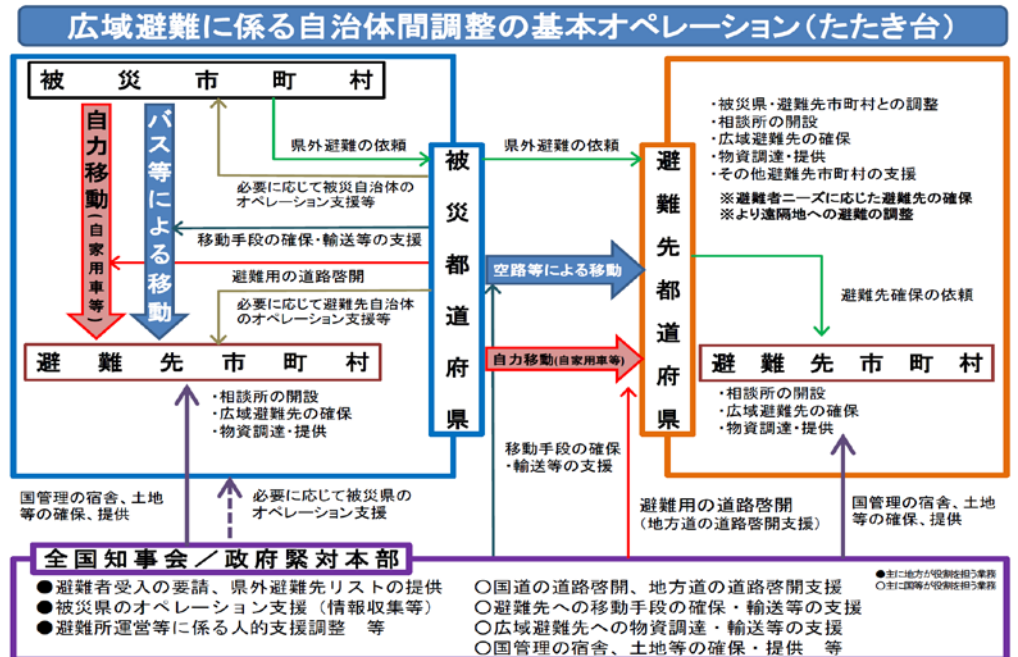
② 被災県の近隣県など非被災県(避難先都道府県)は、管下市町村と連携して以下の対応を行う。

- ・ 受入要請等に基づく県外避難者の受入方針の決定
- ・ **一次避難所や公営住宅など避難者の生活拠点(仮住まい)の確保**
- ・ 避難先への交通手段の確保(指定地方公共機関、協定締結先の運送事業者)
- ・ 県外からの自主避難者の所在確認、被災県(住所地市町村)への情報提供
- ・ 県外避難者向け相談窓口の設置、各種情報提供

(2) 対応に当たっての留意点

○ 広域避難イメージの検討・共有

- ・ 毎年のように全国各地で災害が頻発していることから、**どの都道府県においても、県外避難の実施、あるいは、県外避難者を受け入れて必要な支援を行う可能性があり、県外避難に関するオペレーションを整理しておくことが必要**である。
- ・ **とりわけ発生の切迫性が指摘されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震については、国や関係都府県において被害想定等が公表されていることから、甚大な被害の発生が想定される場合には、被害想定等を踏まえて、県外避難の具体的なオペレーション(県外避難実施の判断、対象者の把握方法、交通手段の確保、移動ルート等)を検討し、ブロック知事会内や近隣県、協定締結先等の関係県と共有しておくことなどの対応が望まれる。**



【3】広域避難発生時における被災者の住まい確保

① 広域避難者の円滑な受入れのための準備

- 首都直下地震による避難者数の最大値は、約720万人(うち都区部 約330万人)と想定されている。
- 東京都では、区部における避難所への避難者数を202万人と想定しているが、平成25年4月時点における避難所収容人数は、224万人であり、区部全体で見ると、避難所避難者数を上回る収容人数となっている。

【首都直下地震における避難者数と避難所収容人数の関係】

■首都直下地震による避難者数の最大値 **約720万人(うち東京都区部 約330万人)**

※平成25年12月 中央防災会議 首都直下地震対策検討ワーキンググループ報告。
都心南部直下地震を想定したもの。

■東京都の避難者数

	合計	区部	多摩
避難人口	339万人	311万人	27万人
うち避難生活者	220万人	202万人	18万人
うち疎開者人口	118万人	109万人	10万人

※首都直下地震等による東京の被害想定(平成24年4月東京都)。
東京湾北部地震(冬18時、風速8m/s)を想定したもの。
過去の被害想定や平成18年に実施した都民アンケートに基づき、避難生活者65%、疎開者35%としている。

■東京都の避難所収容人数

	合計	区部	市部+多摩町村部	島しょ町村部
避難所収容人員	319万人	224万人	90万人	5万人

※東京都地域防災計画 震災編(平成26年修正)。協定施設等を含めた避難所の収容人数は約329万人。

自宅付近で被災した場合の避難先
(平成18年被害想定における都民アンケートの結果)

	回答数	%
避難所(最寄りの小学校等も含む)	367	68.3
被災地域外の親戚・知人宅等への疎開	108	20.1
勤務先施設	6	1.1
賃貸住宅	6	1.1
ホテル等の宿泊施設	14	2.6
屋外(公園、広場、路上の車内等)	32	6.0
その他	4	0.7
合計	537	100.0

31.6%

【3】広域避難発生時における被災者の住まい確保

① 広域避難者の円滑な受入れのための準備

➤ 災害によって差があるが、発災から3～6か月後の時点でも自宅以外で生活している世帯(全壊等の被害を受けている世帯が多いと想定される)のうち、約2～3割は一般の賃貸住宅、約1～3割は血縁宅に居住している。これらの世帯は、仮設住宅に入居せずに自宅再建(改修等を含む)をしていると考えられる。

【被災者の居住地の変遷過程:各時点で避難した人を100%としたときの割合】

＜新潟中越地震＞

	当日	2-4日	2週間	1か月	2か月	3-6か月	「自宅」以外で占める割合
自宅	10.7	13.7	34.6	66.6	81	85.7	—
血縁	2.1	4.9	8.9	7.1	4.0	1.4	9.8
勤務先	1.1	1.1	1.1	0.5	0.2	0	0.0
友人・近所	0.5	1.5	2.2	0.9	0.5	0	0.0
避難所	5.0	13.1	15.8	8.0	1.6	0	0.0
屋外(テント等)	68.1	57.5	29.2	10.8	1.6	0	0.0
仮設住宅	0.0	0.2	0.2	0.2	7.0	8.3	58.0
賃貸住宅	0.0	0.2	0.9	1.4	2.6	2.9	20.3
その他	12.5	7.7	7.1	4.6	1.4	1.7	11.9

※血縁宅の利用について

新潟中越地震では、血縁宅も被災地内のごく近隣にあるために避難先としての資源にならなかったこと等のため、血縁宅の利用が少なかったと考察されている。

＜阪神・淡路大震災＞

	当日	2-4日	2週間	1か月	2か月	3-6か月	「自宅」以外で占める割合	7-12か月	2年目	3-6年目	7-8年目
自宅	56.2	58.2	56.9	67.5	72.0	73.2	—	75.5	80.7	89.6	94.0
血縁	9.9	16.4	23.1	13.2	8.6	8.6	32.1	3.1	2.5	0.8	0.5
勤務先	2.8	1.3	2.5	3.3	3.3	1.4	5.2	1.7	0.5	0	0
友人・近所	2.1	2.4	2.9	2.4	1.7	0.2	0.7	0.5	0.2	0	0
避難所	25.5	14.2	7.3	4.3	3.8	1.9	7.1	1.2	0.2	0	0
仮設住宅	0.0	0.7	0.9	1.0	2.6	5.5	20.5	6.3	5.9	3.6	0.3
賃貸住宅	0.0	0.7	1.8	5.5	6.2	7.8	29.1	9.9	7.4	4.4	2.9
その他	3.6	6.1	4.5	2.9	1.7	1.4	5.2	1.7	2.5	1.6	2.4

増加
減少

減少

【3】広域避難発生時における被災者の住まい確保

② 広域避難者のニーズ把握・適切な支援

【広域避難者に対する情報提供】

- 内閣府では、東日本大震災において、県や市町村の域外に避難する広域避難者に対して、情報、支援物資、サービスの提供に支障が生じた等の課題が生じたことを踏まえ、広域避難者に対する情報提供や福祉サービスの提供等についての指針を定めている。

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(平成25年8月 内閣府)

第2 発災後における対応

16 広域一時滞在(広域避難)

- (1) 当該市町村の地域に係る災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合に、災対法第86条の8等に基づき、当該被災住民の受入れについて、受入先として考えられる市町村の市町村長等に協議すること。
- (2) 協議を受けた市町村長等は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、避難所を提供すること。
- (3) 広域災害時には、被災者の避難先は広く他の都道府県に及ぶことから、被災地域外の避難者が情報過疎に置かれることのないよう、災対法第90条の3に基づき作成する被災者台帳の活用などにより、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット(Eメール、ホームページの開設)等による情報提供を行うこと。
- (4) 広域的に避難した被災者が、受入先の地方公共団体においても、継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮すること。
- (5) 被災地方公共団体が所在を把握できる広域避難者に対しては、地方公共団体間で連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないように配慮すること。

【3】広域避難発生時における被災者の住まい確保

② 広域避難者のニーズ把握・適切な支援

【被災者台帳情報の利用・提供（災害対策基本法）】

- 被災者台帳作成市町村は、申請に基づき、被災者の援護のために必要な限度で、他の地方公共団体に対し台帳情報を提供することができる。この場合、提供に係る本人同意は不要。
- 本人の同意があれば、申請に基づき、社会福祉協議会等に対し台帳情報を提供することができる。

<情報提供の求め>

①被災者台帳作成のための関係地方公共団体等への情報提供の求め（法第90条の3第4項）

- ・関係地方公共団体等に対し、被災者台帳の作成に必要な情報の提供を求めることができる

<台帳情報の利用>

②市町村内における台帳情報利用（法第90条の4第1項第2号）

- ・被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を市町村内部で利用することができる

<台帳情報の提供>

③本人に対する台帳情報提供

（法第90条の4第1項第1号、規則第8条の6）

- ・申請に基づき、台帳情報を本人に提供することができる

④他の地方公共団体に対する台帳情報提供

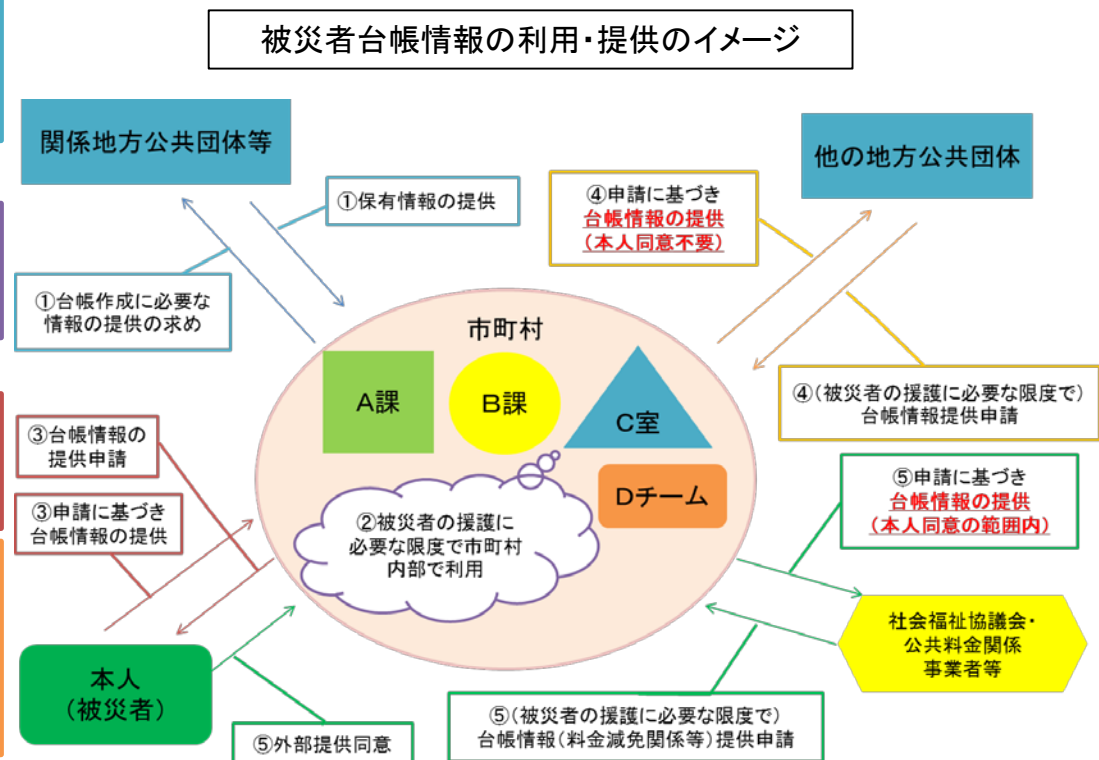
（法第90条の4第1項第3号、規則第8条の6）

- ・申請に基づき、被災者に対する援護の実施に必要な限度で、他の地方公共団体に対し、台帳情報を提供することができる
- ・本人同意は不要

⑤本人同意を得た台帳情報提供

（法第90条の4第1項第1号、規則第8条の6）

- ・申請に基づき、本人の同意があるときは、台帳情報を提供することができる



【3】広域避難発生時における被災者の住まい確保

③ 避難者支援の実施方針に係る情報共有

【被災者向け住宅支援の広域ブロックにおける情報共有】

- 関東ブロックや中部ブロックでは、首都直下地震や東海・東南海・南海地震等への備えとして、災害時に、国・都県・政令指定都市が連携して適確かつ速やかに被災者住宅支援等を行えるよう、関係者からなる連絡会議を設置し、平時から各機関の取組について情報共有を図り、災害時の連携強化等を行うこととしている。

■関東ブロック被災者向け住宅支援に係る連絡会(平成25年1月設置)

構 成 員：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市及び国土交通省関東地方整備局の住宅関係課長等
オブザーバー：内閣府、国土交通省中部地方整備局、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人住宅金融支援機構

首都直下地震等への備えとして、過去に発生した大規模災害における被災者の住宅確保の取組等について情報共有。



■中部ブロック災害時住宅支援に係る連絡調整会議(平成24年1月設置)

構 成 員：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、静岡市、浜松市、名古屋市及び国土交通省中部地方整備局の住宅関係課長等
オブザーバー：独立行政法人都市再生機構中部支社、独立行政法人住宅金融支援機構東海支店

平成25年2月には、中部地方整備局が南海トラフ巨大地震等に備えた仮設期の住まいづくりに関する市町村向けのガイドラインを作成し、連絡調整会議で情報共有。

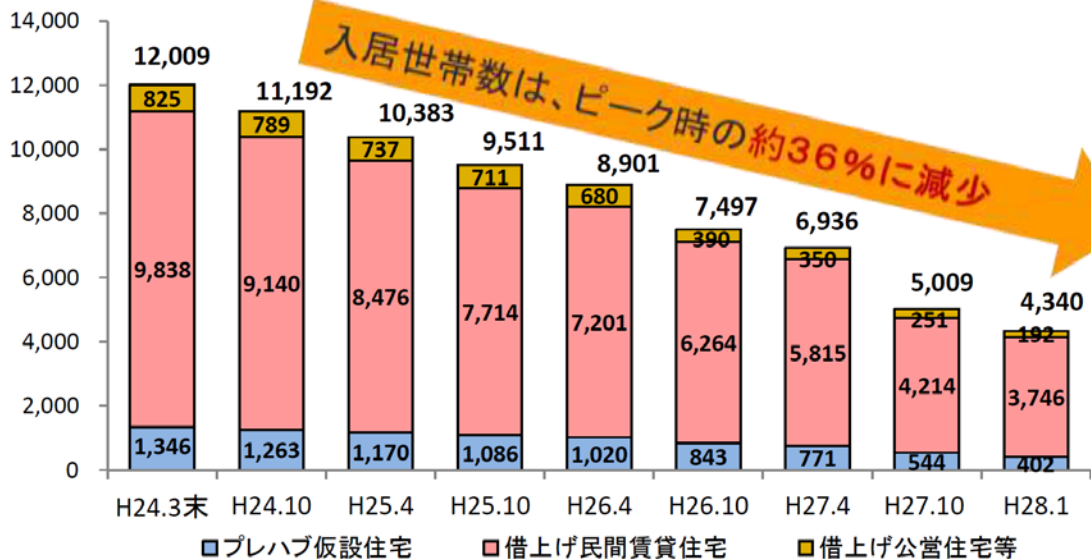
【4】住宅再建・生活再建を促進するための支援

① 被災者の状況に応じた適切な支援

【仙台市における応急仮設住宅入居世帯の状況】

仙台市では、仮設住宅の入居世帯数がピーク時の約36%まで減少している。震災発生時の居住形態別に見ると、H24.3時点では持家世帯の割合が多かったが、H28.1時点ではその割合が逆転しており、元々賃貸住宅に居住していた世帯の住宅再建が比較的遅くなっている。仙台市では、これらのことも踏まえ、「被災者生活再建推進プログラム」を改訂し、被災者の生活再建の一層の後押しをすることとしている。

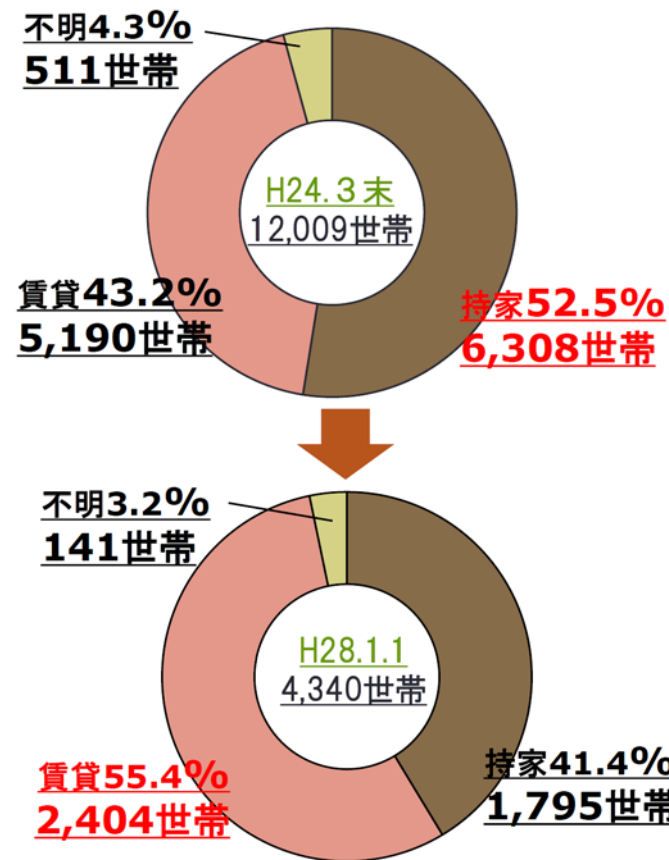
【入居世帯の推移】



【仮設タイプ別の入居世帯数の変化】(H24.3末 → H28.1)

借上げ公営住宅等	23.3%
借上げ民間賃貸住宅	38.1%
プレハブ仮設住宅	29.9%
全体	36.1%

【震災時居住形態別の仮設住宅入居割合】



【4】住宅再建・生活再建を促進するための支援

② 要配慮者世帯の見守り

【仙台市における応急仮設住宅入居世帯の状況】

仙台市内の応急建設住宅(プレハブ等)では、高齢者の割合が高く、高齢者のみの世帯、単身高齢世帯の割合も高い。また、障害者、要介護者のいる世帯の割合が高い。一方、応急借上げ住宅(借上げ民間)では、「夫婦と18歳未満の子」「夫婦のみ」の世帯の割合が高い。

仮設住宅入居者と仙台市の人口構成	0～14歳	15～64歳	65歳～	合計
プレハブ等	11.1%	55.3%	33.6%	100.0%
借上げ民間	11.5%	65.5%	23.0%	100.0%
仙台市(H22速報)	16.6%	67.4%	16.1%	100.0%

障がい者、要介護者、難病指定患者がいる世帯	プレハブ等		借上げ民間	
障害者手帳所持の家族がいる世帯	103	18.1%	142	10.4%
身体障害者手帳	82	14.4%	99	7.2%
療育手帳	14	2.5%	12	0.9%
精神障害者保健福祉手帳	14	2.5%	14	1.0%
要介護認定・要支援認定を受けている家族のいる世帯	90	15.8%	138	10.1%
難病指定患者を抱えている世帯	12	2.1%	42	3.1%
調査対象世帯 合計	569	100.0%	1369	100.0%

※H24.2～3に調査を実施。プレハブ仮設住宅・公務員住宅等仮設住宅を「プレハブ等」、借上げ民間賃貸住宅を「借上げ民間」としている。
※「プレハブ等」と「借上げ民間」で5pt以上の差があるものに色をつけている。

世帯類型の詳細	プレハブ等		借上げ民間	
高齢者のみの世帯※	128	24.6%	213	16.3%
うち75歳以上がいる世帯	74	14.2%	99	7.6%
うち65～74のみ世帯	54	10.4%	114	8.7%
母子世帯	37	7.1%	99	7.6%
うち子が18歳未満の母子世帯	13	2.5%	34	2.6%
うち子が18歳以上の母子世帯	24	4.6%	65	5.0%
父子世帯	5	1.0%	23	1.8%
うち子が18歳未満の父子世帯	2	0.4%	2	0.2%
うち子が18歳以上の父子世帯	3	0.6%	21	1.6%
夫婦と未婚の子の世帯	85	16.3%	282	21.6%
両親と18歳未満の子の世帯(少なくとも一方の親が65歳未満)	26	5.0%	149	11.4%
両親と18歳以上の子の世帯(少なくとも一方の親が65歳未満)	42	8.1%	105	8.1%
両親ともに高齢者で18歳以上の子がいる世帯	17	3.3%	28	2.1%
夫婦のみの世帯(少なくとも一方の親が65歳未満)	75	14.4%	271	20.8%
三世帯世帯	20	3.8%	82	6.3%
単身世帯	74	14.2%	168	12.9%
35歳未満	8	1.5%	39	3.0%
35歳以上50歳未満	12	2.3%	39	3.0%
50歳以上65歳未満	54	10.4%	90	6.9%
その他	96	18.5%	166	12.7%
小計	520	100.0%	1304	100.0%
未回答・不正回答	49	—	65	—
合計	569	—	1369	—
※ うち単身高齢世帯	65	12.2%	101	7.7%

〔仙台市内の仮設住宅入居世帯の被災1年後の状態と将来像(H24一般社団法人パーソナルサポートセンター)に内閣府加筆〕

【5】復興まちづくりとの連携

① 復興方針・復興計画の事前検討

【被災地短期借地権について】

平成25年に制定された「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法」(被災借地借家法)により、「被災地短期借地権」が創設され、政令で指定された大規模な火災、震災その他の災害の地区において、存続期間を5年以下とし、かつ、契約の更新のない借地権の設定が可能となった。被災地における暫定的な土地利用のために活用することが期待される。

<借地権の種類>

	存続期間	利用目的	契約方法	借地関係の終了	契約終了時の建物
定期借地権	一般定期借地権 (借地借家法第22条)	50年以上	用途制限なし 公正証書等の書面で行う。 ①契約の更新をしない ②存続期間の延長をしない ③建物の買取請求をしない という3つの特約を定める。	期間満了による	原則として借地人は建物を取り壊して土地を返還する
	事業用定期借地権 (借地借家法第23条)	10年以上50年未満	事業用建物所有に限る(居住用は不可) 公正証書による設定契約をする。 ①契約の更新をしない ②存続期間の延長をしない ③建物の買取請求をしない という3つの特約を定める。	期間満了による	原則として借地人は建物を取り壊して土地を返還する
	建物譲渡特約付借地権 (借地借家法第24条)	30年以上	用途制限なし 30年以上経過した時点で建物を相当の対価で地主に譲渡することを特約する。 口頭でも可。	建物譲渡による	①建物は地主が買取る ②建物は収去せずに土地を返還する ③借地人または借家人は継続して借家として住まうことができる
	被災地短期借地権 (被災借地借家法第7条)	5年以下	用途制限なし 公正証書等の書面で行う。 ①契約の更新をしない ②存続期間の延長をしない という2つの特約を定める。	期間満了による	原則として借地人は建物を取り壊して土地を返還する
普通借地権	30年以上	用途制限なし	制約なし 口頭でも可	①法定更新される。 ②更新を拒否するには正当事由が必要。	①建物買取請求権がある。 ②買取請求権が行使されれば建物はそのまま土地を明け渡す。 借地関係は継続される。

※上記の他、一時使用目的の借地権(借地借家法第25条)がある。

【5】復興まちづくりとの連携

② その他

【主な自然災害による災害廃棄物発生量(参考)】

熊本地震による災害廃棄物は、新潟中越地震の3倍以上の量になると推計されている。

災害名	発生年月	災害廃棄物量	損壊家屋数	処理期間
東日本大震災	H23年3月	3,100万トン (津波堆積物1,100万トンを含む)	全壊：118,822 半壊：184,615	約3年 (福島県を除く)
阪神・淡路大震災	H7年1月	1,500万トン	全壊：104,906 半壊：144,274 一部損壊：390,506 焼失：7,534	約3年
熊本地震	H28年4月	195万トン ^(※1) (推計値)	全壊：8,248 ^(※2) 半壊：30,749 ^(※2) 一部損壊：132,974 ^(※2)	2年 ^(※1)
新潟県中越地震	H16年10月	60万トン	全壊：3,175 半壊：13,810 一部損壊：103,854	約3年
広島県土砂災害	H26年8月	52万トン	全壊：179 半壊：217 一部損壊：189 浸水被害：4,164	約1.5年
伊豆大島豪雨災害	H25年10月	23万トン	全壊：50 半壊：26 一部損壊：77	約1年
関東・東北豪雨 (常総市)	H27年9月	5万2千トン	全壊：53 半壊：5,054 浸水被害：3,220	約1年

(※1) 熊本県災害廃棄物処理実行計画(第1版) (平成28年6月 熊本県) より (※2) 平成28年10月14日現在 (熊本県の数値：被災棟数については、今後変動する見込み)